

知多北部広域連合議会の定例会の回数を定める条例

(平成11年7月1日 条例第12号)

知多北部広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成11年における定例会の回数は、年1回とする。